平成２５年（フ）第１７４０号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目１番３―701号
債務者　山口　敬久
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８５５号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目28番地の10　レオパレスエコーハイム湘南台104
債務者　井上　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８５０号
横浜市港南区上大岡西３丁目７番２号　葉月ビル201
債務者　仲村　浩幸
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８号
栃木県小山市大字乙女443番地25　ボナールコートＣ棟102号室
債務者　越阪部孝一郎
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第９９号
栃木県小山市犬塚５丁目20番地15　フラワーレジデンスＫＯＨＫＩ　Ｂ棟102
債務者　榊原　春江
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第４２０号
静岡県磐田市二之宮東23番地７
債務者　出野　知佳
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４７４号
静岡県磐田市天龍1056番地　グランドビレッジ201
債務者　平塚　由香
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４９２号
静岡市葵区安倍口団地６番３―106号、旧住所静岡市葵区安倍口団地６番９―306号
債務者　田代　　徹
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５２号
岡山市南区豊成１丁目６番７―502号
債務者　山口　　満
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５８号
岡山市北区撫川1169番地１　メゾン撫川１号棟108号室、旧住所岡山市北区東花尻53番地１　リトルハイム花尻58号館245号室
債務者　大月　俊生
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９９号
岡山市北区奥田２丁目７番28号東北
債務者　川﨑　由美
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４１号
静岡県島田市井口44番地の５　エクセレントジュリカ102号室
債務者　梅原　杏里
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第８４号
釧路市共栄大通９丁目１番132号　共栄パレス302号
破産者　井岸　信子
1　主文　当裁判所が平成25年６月７日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「釧路市共栄大通９丁目１番1032号　共栄パレス302号」とあるのを「釧路市共栄大通９丁目１番132号　共栄パレス302号」と更正する。
2　決定年月日　平成25年10月18日
釧路地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７３６号
札幌市南区川沿10条３丁目10番７号　井上ハウス６号
破産者　岸屋　正克
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
神奈川県厚木市関口115番地１　ダイアパレス本厚木208、開始決定時の住民票上の住所神奈川県厚木市栄町２丁目６番23号
破産者　松野　　勝
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部